

順に、各十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

それでは、まず岩井参考人をお願いいたします。

○岩井参考人 ただいま御紹介にあずかりました岩井でございます。私は、刑事政策の研究を専門としておりまして、このたびの法制審議会における少年法部会改正案を審議いたしました一員でもございました。ここで、少年法の改正案の審議の場におきまして意見を述べさせていただきますのを大変ありがたく思っております。

今、現行少年法についてどうして改正の必要と云うふうなものが生じたかということについては、御存じのように、戦後すぐにできた法律で、成長期にある非行少年に対する処遇の特則というものをも定めたものであります。少年は、十四歳以上は刑事責任年齢に達し、責任能力があるとされるわけですが、十四歳から二十歳までの犯罪少年、それから触法少年、虞犯少年については家庭裁判所に全件送致をされまして、保護処分を付すかどうかということが優先的に審議されるんだという機構になっているわけですね。

その精神としましては、やはり少年期といえますのは、成長期にあり、そして規範意識というふうなものも完全ではない。未成年であるために、家族であるとか社会が監督の責任を負っている少年たちなんだ。ですから、そういう非行を犯した少年に対しては、やはり早期発見、早期治療という方策をとることが一番重要である、そういう理念のもとに現行の少年法はできているわけです。

家庭裁判所に全件送致されるということですの、

非行性というものがあられる者は、軽微な犯罪を犯した者についても早期に発見して早く対策をとった方がいいんだという精神に基づいているわけですね。そのために、犯罪少年だけではなくて、十四歳未満の法律に触れた触法少年であるとか、犯罪を犯すおそれのある虞犯少年、虞犯事由のある少年なども対象に含めているわけですね。

少年法の精神といえますのは、国親思想に基づきまして、そういう犯罪少年、非行少年に対して福祉的な、保護的な措置というふうなものを優先して科す。しかし、少年院送致にしましても強制的に科すわけで、それは親が懲戒権を行使するやうに、国がかかわって、親が十分な監督機能を持たない者に対してそういう保護的な措置をするんだということになっております。そのために、強制的に科されるために、やはり司法機能といえますか、少年の人権のためにチェックする機能が必要なわけで、そのために家庭裁判所の裁判官が関与してその保護処分を科すということになっているわけですね。

まさに成人の刑事裁判と違いますのは、まず調査前置主義で、かなり非形式的な手続で審判が行われます。非行事実があるということが前提になるわけですが、審判の対象とされますのは、要保護性ということ、その少年に対してどういう保護的な処置が必要か、そして将来の非行を防ぐためにどういうふうな教育的な対応をとればいいのか、そういうことが一番重要な審判で審議するべきことだというふうな構造になっているわけですね。そのために、家庭裁判所の裁判官が一人です。その審判に際して、その前に家裁の調査官やそれから少年鑑別所における資質の鑑別というふうなものも前提となつて審判が行われるという構造になっているわけですね。

それは、非行性を早期に発見して適切な保護処分を科すために、少年は非常に成長期にあつて、すぐ年齢はたつてしまふわけですから、できるだけ早く審判を行つて保護処分を科す、教育的な処分を行つた方がいいんだ、そのために、その審判

を行う期間というものも、身柄を拘束するのは家庭裁判所に送致されてから少年鑑別所における四週間というものが限度になっておりますが、鑑別所に収容されている少年につきましては大体四週間以内に審判が行われて、保護処分というふうなもの、家裁の最終的な決定というものがなされるという手続過程になっているわけですね。

今、家裁の審判に当たりましては、家庭裁判所の調査官が試験観察などを行つたり、家族とその少年との親子関係というふうなものを調整を行つたり、そういうことを行いながら、どういう保護処分をなすかというふうな決定、判断がなされる。家庭裁判所の審判の過程で、その少年の非行性の矯正を行うようなケースワーク機能というものがうまく発揮される、そういう手続過程という仕組みになっているわけですね。

そこで、問題が起つてきましたのは、少年非行に対応してどういうふうな対策をとるか。やはり刑事政策的な観点からしまして今の対応の仕方は当初からいふところ十分なかどうかという議論における審判の対象も、非行事実を重視するの、か、それとも人格を重視するの、かという論争が家庭裁判所の裁判官の間でもずっと行われていたわけですね。昭和四十年代には、法務省からの改正案というものが出されて、法制審議会でも長く議論されました。

そのまま改正されずに今日まで来たわけですが、今、今回法制審議会に対して法務大臣からの御諮問がなされたのは、少年審判の場におきまして司法機能に対する信頼の揺らぎというふうなものがあるのではないかと。そういうふうな、国親思想に基づきまして裁判官が親がわりになつて保護的な処分を決めるんだという、手続過程としては非常にいいものであつたわけですが、それは、非行事実を認定するというのが前提となつて、その審判が続けられるということ、その少年が非行事実について争うという事態が余り予想され

ていなかったという問題があるわけですね。ですから、身柄の拘束が必要な少年については四週間のうちに審判を終えなければいけない、そういう過程で非行事実について争いがある場合、証人を呼んで証拠調べを行つたりという暇がない。そこで、山形県の場合、山形県事件でありまして、それから綾瀬の母子殺人事件というふうなものが、家庭裁判所における審判というものがきちんと非行事実を認定する機能を果たしていないのではないかと。そういう批判がいろいろあるところで行われてきた。

そういう問題に対応しまして、法務省と裁判所と弁護士会、法曹三者の話し合いで、家庭裁判所の審判機能というものを、非行事実の認定機能というものを充実させるためにどういうふうな少年法の改正が必要なのかという議論が重ねられておりまして、それをもとに法制審議会に対して諮問が行われたわけですね。

当初、松尾少年法部会長の方針は、ここに書きましたように、小さく生んで小さく育てるということ、少年法自体に対してはいろいろな議論があるのだけれども、ここで今非常に緊急な改正の必要があるというふうな考えられるのは、非行事実の認定機能というものを充実させる必要がある、非行事実を認定する審判の構造をやはり最低限変える必要があるのではないかと、そういう考えに基づきまして、ここでは諮問事項に限りまして、事実認定手続の一層の適正化のために最低限どういうふうな変更をするべきか、そういう形で議論が行われたわけですね。

そこでは、結局、家裁の裁判官が一人で今まで審理に当たっていたわけですが、やはり少年事件というものの低年齢化、世間を騒がせるような凶悪な事件というふうなものも発生するようになってきた。そういう事件についての審判においてはやはり一人の裁判官で判断を行うということには限界があるのではないかと。世間を納得させるためにもきちんとした審判を行つたということを示すためには、裁定合議制といえますか、三人の

裁判官で合議を行って決定するという機構。多くの事件はほとんど非行事実と争いがなく、少年に対する保護的な対応というものを最も優先して考える、それに対応できるとしても、一部の事件についてはやはりそういう手続を導入する必要があるのでないか。そこで、裁判所の裁量に基づきまして裁定合議制を導入できるようにしようということ。

それから、審判の構造なんです。非行事実について争いがあるような場合には、やはり裁判官が一人で証拠調べを行うというのは、少年に対して付添人がついていて、少年からの証拠が出され、それに反対尋問をするというふうなことを裁判官が行いますと、結局第三者的な立場できちんとした認定を行うという司法機能が害されてしまうおそれがある。そういうところから、証拠調べなどの審理が必要になりましたときには検察官の関与を求める、そしてその事件についてはやはり少年の側には必要に付添人をつける、そういう手続を導入するべきではないかという提案が審議されました。

それに当たりましては、非行事実について争いがある事件についてだけそういう審理を導入するということが大体予想されておりました。それは年間そんなに数がないので、非常に一部の事件についてだけそういう手続を導入するんだということがかなり大きな議題としてあったわけですね。しかし、やはり検察官の側では、重い事件、被害者が死亡に至るような事件については検察官がきちんと事実認定に関与した方がいいのだという意見で、そしてすべての事件についてそういう可能性を認めるということも広過ぎるのではないかというところで、長期三年を超える懲役または禁錮に当たる罪という限定が入れられました。

それは、長期三年以上といいますが大体の犯罪が入ってしまいますので、そんなに境界を設けたというわけではないのですけれども、やはり検察官の関与を求めるようなケースというのはある程度重大な事件で、非行事実をきちんと認定する必

要がある、そういうケースに限られるのだというふうな意味合いが込められていたわけですね。今回の改正案においてはさらに限定が加えられて、短期二年以上ということになっておりますけれども、それは非常に限定がされたということで、裁判所側では非行事実の認定を争うケースについてやはり検察官の関与を求めたいという意向からしましては、少し限定のし過ぎかなという感じがするわけですね。

観護措置期間の延長につきましても、身柄の拘束を必要とするようなケースについては、どうしても四週間だけでは、事実調べ、検察官が関与し付添人がついて審理をする期間としては短過ぎるということ。法制審議会の場では、付添人を依頼し、そして検察官がその証拠について調べをし、証人を呼んできてその審理を行う、そういう期間が何週間かかるというふうな試算を行いました。今までの平均の審理期間、それに最低限必要とされる期間、そして成長期にある少年の勾留を行うというふうなものではできるだけ短くした方がいいんだという要請との兼ね合いで、十二週間という限界を定めたわけですね。今回の改正案では、またさらに、少年の人権を考慮しまして八週間というふうにより限定された案になっているわけですね。

それから、検察官の事実認定及び法令の適用に対する抗告権というのを検察官関与のケースについて認めるということに提案はなっていたのですが、今回の場合は、抗告受理の申し立てを行って高裁が受理した場合に抗告が認められるのだという、一方的に少年の側だけに抗告権が認められていくというのに対応したものとするのです。私自身は、検察官が家裁の審判に関与して事実認定を行ったというふうなケースについて、それで非行事実が認められなかったからといって再度争うということになりますと、少年の拘束期間というものもかなり延びてしまうという問題があった。余り検察官の抗告まで認めなくてもいいのではないかとこの考えを持っておりまして、この案

においては、抗告受理の申し立てを行う権限に限られるということで、その方がよかったのではないかと考えております。

それから、保護処分終了における救済手続の整備。これは、少年事件におきましても、殺人事件のような非常に重大な事件があつて、それが保護処分で終局するという場合がある。それが、もし非行事実がなかったということが後でわかったならば、保護処分が終了した後も名誉回復のためにその事実がなかったのだということを明らかにする必要があるわけですね。成人については再審が認められているわけで、それが少年には認められないのはやはり不当ではないか、そういう考えを持っておりまして、現行の少年法二十七条の二を用いて、保護処分取り消しの申し立てというものが保護処分終了後はできないということになっておりますので、それはやはり改正する必要があるのだらうというふうな考えをしております。法制審議会でも全員一致で救済手続を整備するということが定められたわけですね。

それから、諮問にはなかったのですけれども、被害者に対する配慮から、被害者等に対する少年審判の結果等の通知という規定も盛り込まれたわけですね。こういう、法制審議会でも審議された司法機能充実させるための少年法改正が今回の改正案にかなり取り入れられているということについては非常に意義があるというふうに考えております。

それから、それ以外に盛り込まれた少年事件の処分等のあり方の見直しの問題なんですけれども、大きな問題として、今まで十六歳までは検察官送致ができなかったという規定になっておりました。それを十四歳に引き下げまして、十四、五歳の年少少年についても検察官送致の処分をなし得るという規定が改正案に盛り込まれております。

その点につきましては、私の考えでは、十四歳から二十歳までという少年法の対象になる少年というのは、社会における一般予防目的というものは後退させて本人の特別予防目的だけで処分がな

される、そういう思想にあるのだ。それは、二十歳までといいますが、そういう規範意識が未熟な少年に自分のやったことに対して完全な責任を問うことはできないのだ、そういう考え方からは認めるものではないかというふうに考えておりました。十四、五歳といいますが、刑事責任年齢に達したばかりということ、まだ非常に幼いわけですね。そういう者に対しては、犯した犯罪が非常に大きなものでありましても、できるだけその背景というものを理解して、その少年に最もふさわしいような保護的な処分、教育的な処分というふうなものでもって対応するべきではないかというふうに考えておりました。

ただ、そういう犯罪などの低年齢化なども非常に進んでいますし、そして、規範意識におきまして、自分は刑事処分には付されないから殺人をやってもいいんだというふうな規範意識を持つ少年がもしいるとすれば、それは非常に問題で、一般予防目的というものも全く考慮しないというわけにはいかないというふうに考えられるわけですね。

ですから、家庭裁判所の裁量の範囲の中に刑事処分を付するという決定も認め得るんだ、そういう裁量の幅を広げるという意味合いはあるのだらうというふうに考えております。十四、五歳の少年も、自分も刑事処分には付せられる可能性があるんだということを心して規範意識というものを覚えさせる、そういう効果はあるのだらうというふうに考えられるわけですね。

ただ、検察官送致になりますと通常の成人の刑事裁判に付せられるわけ、そこにおける保護というふうなもののがどの程度講じられるのかという心配があるわけですね。そして、一般の刑事裁判になりますと勾留期間というふうなものも相当長くなつてしまつて、成長期における、学齢にある少年がそういう状態でとめ置かれるということがふえるのではないか、そういう懸念があるわけですね。

ですから、裁量の幅を広げて、少年も刑事処分に付され得るんだということをインフォームする

という意味合いはあると思うのですけれども、現実の家庭裁判所の処理としましては、やはり年少の少年ほど保護処分を優先する、そういう結論、決定がなされるということが望ましいというふうと考えております。

十四、五歳の少年が殺人をやるという場合、かなり世間を驚かせるわけですが、いきなり型というふうな、ふだん普通だと考えられていたような少年がいきなり殺人のような重大な犯罪をやつてしまうというふうなことが見られているわけで、そういう少年は、やはりきちんとした教育的な対応をとつてやれば、立ち直りということも早いのではないかとというケースがかなりあるだろうと思われるわけですね。ですから、そのころは、家庭裁判所の裁判官が家裁の調査官などとの協議のもとに決定をなさすべきだというふうに考えております。

故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については原則的に検察官に送致するという案が盛り込まれておりますけれども、それもやはり家庭裁判所の裁量にゆだねられるということで、余り検察官送致というものがあえてまいりませんと、ほとんど刑事裁判にゆだねられて、それは、ほかの規定で保護者に対する訓戒というふうなものを導入した意味と少しずれてくるのではないかと懸念はあるわけです。刑事裁判にするということは本人だけの責任ということになるわけ、やはり少年期というのは、家族、両親の責任というふうなものがあるのではないかと、そこを考慮すべきだというふうに私は考えております。

以上です。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

次に、千葉参考人をお願いいたします。

○千葉参考人 法務省から保護司及び篤志面接委員を委嘱、任命されております千葉絃子です。どうぞよろしく願ひいたします。

篤志面接委員といひますのは、皆様ほとんどお耳になされてない、司法福祉の一分野というふう

うに思っているわけですが、全国に千二百人前後という人数です。

これは、まず一つには矯正施設、刑務所や少年院に収容されている人たちの精神的悩みの相談を受ける、具体的な心配事に適切な助言や指導をするという役割を担っています。個人面接という、これは一対一で、収容する、されるというふうな枠を取り外して、平易な形で、一人の人間と人間として向き合つて話を聞く、そして一緒に考えていくという役割を担っています。

また、篤志面接委員の中には、趣味や教養の育成の手助けとして、例えば俳句、和歌、作文、書道、茶道、華道、音楽、絵画、ほか手芸、七宝ガラス工芸、もう切りがないくらいに、技術をお持ちの方が施設に入つて教えられています。

趣味や教養というのは、時に、自分の中にすばらしいものがある、それを大切に生きていくという誇りにもつながっていくわけですが、犯罪や非行というのは、自分なんかどうなつてもいいという非常にせつなな、自分をないがしろにするところから、また人をもないがしろにするところから起きておるわけで、少しでも、ゆつくりとでも自分のすばらしいものに気づいて、よりよく生きていく方向に向かつてほしいという願いが非常に強く込められているわけです。

私の場合は、東京にあります愛光女子学園、女子の少年院です。初等、中等少年院、中学もそれ以上の年齢も入っているということで、その中の一般短期生、半年間収容されているという少年と毎週火曜日に、週一回は訪ねまして、同じ女子とその人が帰っていくまで、約五カ月前後でしようか、面接をしております。話を聞いて聞いて聞いていこう、そのままとりあえず受けとめていき、そして大人の物差し、基準を取り外して受けとめていこう。そのときに、何でも話してもいいんだというふうな思いが、関係性ができましてたときには、非常に子供たちは胸のうちのをいろいろと話してくれるわけですが、その中で、少年がより健康的な考え方ができるように励ます、支

える、そういったような作業を目的としております。

最初のころは、何とかこの子のために、本人を変えてあげようと、こうしろあしろというふうなことも考えて、どうやって言つてあげたらわかるだろうかというふうなこともありましたが、周りの大人が一人の人間、子供を思うように変えるなどということはなかなかうまくいかないわけで、いつ変わるかという、本人が変わろうと思つたときです。その変わろうと思うチャンスをつぶすつてあげようということが、少年院のシステムの中に非常にいろいろな意味で生きていると私は思っています。篤志面接もその一つではないかと思うわけです。

まず最初に、少年院へ来た、こんなところへ来てしまった、これは最後のところだ、ここで変わらなければ自分のこれからの人生はないぞ、そんなふうな思いになつたとき、また、非行度の深い人が行くような、関東であれば榛名女子学園へはもう行きたくないんだ、ここで何とか、もう少年院には行きたくない、十八歳以上であれば成人の刑務所には行きたくない、こういう抑止も働いております。

それから、例えば周囲の大人たちは自分のためを思つて必死になつていろいろ考えてやつてくれているんだ、支えてくれているんだということに気を配つたとき、法務教官の方々が自分のしたことを受けていろいろ見えていて、考えていることなどを受けてとめてくれて適切なことを言ってくれる、親以外にここまで考えてくれる人がいるなんて本当に今まで思ひもしなかったというふうなことを言う人もいます。

また、親との関係も、親との関係のまずさから施設へ来ているということが非常に多いわけですが、けれども、その中で、すべての人に見捨てられたと思つたけれども親は見捨てないんだと、そこで関係を回復、改善していく様子の中から、必死になつて変わつていこうという姿を見せたりもいたします。そういったさまざまなことで本人が変

わつていく姿を見ることが、私は一番うれしいことだなという気がするわけです。

例えば、少年が入つてきた当座は、緊張感、警戒感というふうなものでかなり表情がたいような女の子と面接を始めたのが、しばらくすると本当にふつくとやわらかい顔だちになつて、目が丸くなつてきて、面会のときにお母さんに、あんだ、顔が変わつたね、随分優しくなつたねと言われたんだと報告を私にしましたときなどは、本当にこの人が喜んでいるなということが伝わつてまいりました。

施設の中でそういった子供たちを少し揺り動かして変化させていくというようなシステムの中には、愛光女子学園の一般短期生の場合に非常に大きな中心として据えられているのがサイコドラマ、心理劇といったものです。これは、生徒自身が被害者の役をやつたりもするわけです。自分の役をした人が自分に罵声を浴びせかける、暴力を振るうというふうなことを経験しましたときに、被害者は一体どんな気持ちだつたらうかということとを初めて考え始め、そして、そのことがどれほど人の心を傷つけ、体を傷つけていったかというふうなことも思い至るというふうなことがたびたび重なる、被害者感情というものに気がつくということも多くあるわけです。それ以外にも、さまざまな気づきをもたせるシステムのひとつと私は感じております。

そのほかにも施設や行事があります。一年にはさまざまな行事があるわけです。一つ一つお話ししたいところですが、例えば卒業式などでは、それぞれの生徒がそれぞれ在籍しております中学校から校長先生、担任の先生が証書を携えてやつてきて舞台で生徒に渡すわけです。学校には迷惑かけて卒業なんかできるわけない、義務教育でありながら少年たちはそんなふうになつておりますが、先生が証書を読み上げて、頑張るんだと一言でも言つてもらえたら、その一枚の紙の重さがどれほど重いか、とにかく、舞台をおりてく

るときに大粒の涙をばらばらこぼして、時にはしゃくり上げてとまらないというような女の子さえも目にする。そういったことも一つ励みになり、よりよく生きていこうという決意にもつながっていくのではないかと思います。

とにかく、そういった施設の中で、法務教官、少年院の教官は常に真剣にまた丁寧に、少年の様子を見て、時期を見て励ます、それから厳しくする、気づきのヒントを与える、考えさせる、褒める、元気づける、本当に適切な矯正教育、指導をしているこの様子は皆様にぜひ御理解いただきたい、私も矯正にかかわる一人として思っております。

しかし、少年の問題性というのは、多々一人一人違う部分で、深くもあり、大きくもありというところがあります。最近では非常にいろいろと感じるところがあります。当然、家庭教育の欠陥、それから自己中心主義が子供たちの中に非常に根づいている、大社会の反映といったものも非常に強く感じるわけです。施設へ入りましてもしばらくの間、私が悪いんじゃないんだ、私はたまたま一緒にいただけなんだ、そんなことを言って、自分は悪害を人になしてはいないというようなことを申し述べたり、相手が悪いから、自分にはグループの中で副長としての義務があったんだとか、そういった通らない道理を一生懸命申し述べたりすることがありますし、特に女の子の場合ですと、葉物関係それから援助交際などということは、自分のことなんだからいいじゃないかというようなことで、人に何か言われたくないというような思いをいろいろと申し述べることもあるわけです。

しかし、今までは、ある程度いきましたと、矯正教育の結果、いかにそれが人道にもとる、また自分自身を傷つける行為だったかということに気づいていき、新たな道を歩み始める。この様子が、だんだん施設の中でも時間がかかるようになってきた部分も感じられるわけです。ということは、非行の問題性が深い、また、なかなか気づきを迎えられない、そういったどこか精神の非常に奥深

いところまで問題がしみ込んでいるのかという印象を持ちます。そうやって考えてみますと、規範意識というものが一般社会の中でも非常に憂えるべき様子があるわけですね。

学校現場の実情調査、大阪大学がなさった調査によりまして、小学校一年から六年の小学生、幼稚園児の意識として、中、高と全部意識調査をしているのですけれども、小学生さへも、これは絶対してはいけないと思っているかどうかを調査しましたときに、家のお金を黙って使う、八四・一%、飲酒、六九・一%、喫煙、八八・三%、家族の人に暴力を振るう、七九・二%。九〇%いかないうちでですね。

これは、小学生にして、お酒を飲むなんてそれほど悪いと思えないぐらいに思っている人がいるということになってまいります。中学、高校、その数字はかなり下がっていくわけです。どれも間違いなく非行行為なわけですが、これを容認し、許容する傾向が世の中に進んでいる、これははっきり言えるのではないのでしょうか。一般の生徒に規範意識の崩れ、善悪の基準があいまいになっていくという、教育において人間社会の最低レベルのことを学ばせなければならぬという実情があるような気がいたします。

特に、私が面接をしております少年院の女子の場合には、問題性が深いなと思っておりますのは、先ほど挙げました援助交際に代表される性の問題、それからそれに伴う金銭感覚の喪失、さらに賞せい剤に代表される薬物問題、このあたりは、いつも少年と向き合っているうちに、どこまでこの人が心底そのあたりを自分の人生というものを重ね合わせて考えているのだろうかとか不安になるところが多くあります。

青少年環境問題調査研究会の発表という調査によりまして、あなたと同じくらい女の子が見知らぬ男性とセックスすることをどう考えますか、さすがにしていけないというのが全体で四八・一%、高いと言っているのかどうかわかりませんが、こういった数字を見えています。しか

し、問題ではあるが本人の自由だ、それはしても構わないんじゃないかというのを合わせますと、その回答は女子中学生でおよそ四割、男子中学生、女子高校生でおよそ五割、男子高校生になりますとおおよそ六割に当たるわけです。

ここで気になるのは、本人の自由じゃないかと言っていることです。自由ということとは、相手との合意がある限り、単にセックスを自由にするということだけではなく、見知らぬ人でもいいのだ、知り合ったばかりでも遊びでもいいのだ。やはり性の問題は深い愛情あつてというような私たちの、実際に大切にすべきところの教育というものが一切欠けているかもしれないところで不安になります。本人の自由ということが、どうやらこの今の社会の風潮というものを非常にはつきりあらわしているような気がするわけですね。

これは、簡単に金銭を介しても構わない、売春、買春も本人たちの自由と子供たちが非常に高い割合で思っている。こういうことは、少年院の子供たちが悪くなった、もちろんそうですが、世の中一般、全体の子供たちの規範意識が非常に薄くなってきたという事実の反映ではないか。となりますと、少年の非行は家庭がどうも問題だ、確かにそうですが、家庭だけではなく、地域、学校、社会、日本の社会全体、私たち大人一人一人の問題、メディアの問題も重なってくるのではないかと思うわけです。

バブル期以降、問題を先送りして、つらいことを耐えるのをやめよう、こらえ性のない様子が日本の社会に今じわじわと広がっているわけですが、豊かで、過保護で、何をしても許されるということでは、いいかげんで幼児的な青少年を育て、やがて大人にしていってしまうということではないでしょうか。私たち一人一人、大人が変わらなければ子供は変わらない。しかし、それ待ってはいられない状況が今ある。これだけ、こ二十年少年の凶悪犯罪がふえているということになりますと、いや私たち一人一人がなんて言っている暇はなくなってきました。

例えば、凶悪事件を起こした子供の家庭の様子などを考えてみますと、犯罪白書によりまして、その親と子の関係の中で一番問題、数字が高いのは放任家庭です。これは、子供の教育すべてをほっておくということだけではなくて、高学歴の親が子供ときちんとした向き合い方ができずに、子供とまずくいきたくないというために、あなたの好きに、あなたの思うようになさい、あなたを信頼しているから、これもある意味での放任ではないか、こういったこともじわじわと広がっているような気がいたします。

次に多いことが溺愛し過ぎる母親、厳格過ぎる父親。これが逆になることもあるわけですね。母親の虐待なんというのは、少年院に来る子供たちの口から多々聞かれます。虐待というのは非常に暴力を呼んでいる、心を傷つけている。次の世代に、自分の子供に暴力を振るっていくような様子が母親の話から感じられることも多くあるわけですね。そんなときに父親が無関心であつたりする、もしくはそれに触れたくないというような状況を見せるというぐあい、凶悪事件の中には、放任、厳格過ぎる、溺愛し過ぎる、こういったあたりが非常に目立ってまいります。

子供たちが、まあこの程度大したことないやというところで少年院に來まして、どうせ、ここでうまくやっていけばいいや、本当はうまくやっていけません、だんだん段階ごとに厳しくなつて、そして求められるものが大きくなってまいりますから、それにこたえない限り仮退院時期が控えていきますから、早く帰りたい子供たちにしてみれば、途中でこれじゃだめなんだと覚悟することになります、最近では、満期までいれればいいじゃないかという言葉さえも発する人が出てきているというところになります。

私たち、時に、もっと早く少年院へ来ていたら、十八歳であれば十六歳ぐらいのときに来たらもうちょっと勉強のしがいがあったかもしれない、十五歳であれば十四歳のときに来たらいいというように、老婆心というのでしょうか、改め

て後からのそういった思いをはせることがあるくらい状況下になっております。つまり、子供たちは、自分のしたことと向き合えない、それが一体どんな意味があり、それが世の中でどれほど規範に違反していたか、法律を犯していたか、自分の身の回りですること大したことがないじゃないかと認識をともにしている環境下にあった、そういうところを感じられます。

ここで、この新しい少年法は、やはり自分のしたこととしっかりと向き合えましょう、このあたりを、審判の席でも教育的目的を大事にしていきたいということが非常に感じられる新しい法律になっていると思います。

例えば、審判の方式の中で、懇切を旨とし、和やかに行う。これは確かに、ある少年にとつてはとても大事な部分、しかし、ある少年にとつては、あなたはこれだけのことをしたんだから、それだけ世の中ではあなたを許すことはできないんですよ、これだけの刑罰を与えますよ、こうしたはつきりとした姿勢が子供たちにも必要ではないか。これはちょっと別次元でだけれども、時に子供たちが、あのととき親に本当にしかつてはかつたなと言っていることがあります。ある子供にとつては厳しさが必要で、ある子供にとつては温かさが必要、こういった選択肢が必要になってくると思います。

これが今回の十六歳から十四歳に引き下げるといふところにもあらわれているなと思いますのは、中学生の教育期間は少年院で教育をしましょう、そしてまた少年刑務所に戻して刑期を務めさせる。しかし、その間にその少年が、可塑性がありますから、もう大分よくなってきたとなれば、仮出獄も早くなるでしょう。非常に柔軟で、そして選択肢の広がった法律になっていると私は解釈しております。

このあたりはぜひ皆様にもよく認識していただいて、この新しい法律を国民の皆様の期待にこたえてお通しいただきますように心から期待しております。ありがとうございます。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

次に、瀬川参考人をお願いいたします。

○瀬川参考人 同志社大学の瀬川でございます。私は、刑事法を研究しております、少し幅広くといいますか、犯罪学あるいは刑事政策を含みまして、全体的な刑事法を勉強している者でございます。

私のお話しするポイントは、おおよそ三つございます。一つは、少年非行の歴史と現状ということをお話ししたい。二番目に、少年法改正論議の展開ということをお話ししたいと思います。三番目に、現在の改正問題に対する視点ということと総まとめをしたいというふうに思っております。

岩井先生から法制審の議論、あるいは千葉先生からは少年院の子供たちの実態ということをお話しされたわけですが、私は、これまでの歴史の流れというか、少年非行あるいは少年法の改正の流れの中で、あるいは少年の実態を踏まえてお話をしたい、そこで今日の改正問題へのアプローチをしたいというふうに考えております。

まず、少年非行の歴史と現状でございますが、これまでは大体三つの波があったというふうに言われております。

第一の波というのは、御存じのように、戦争直後でございます、いわば経済的なあるいは社会的な混乱の中で、子供たちが生きるための、生活のための犯罪というか、言ってみれば食うか食われるかの中でやったという少年犯罪でありました。これは大体ピーク期が一九五一年、昭和二十六年をピークとしております。

第二の波というのは、昭和三十九年、一九六四年あたりですけれども、これが第二の波でありました。これは、御存じのように、高度経済成長ということがあって、モータリゼーションといいますが、あるいは性犯罪、あるいは交通犯罪、あるいは都市化、あるいはこのころから低年齢化といふことが問題になったわけでありまして。あるいは粗暴化とか、そういうことが非常に問題になった時期がございました。

それから、第三の波というのは昭和五十八年をピークとしておりまして、一九八三年でございますが、これが第三の波と言われております。

今日も第三の波の中にあるという学者もいますし、あるいは第三の波というのは底を打った、終わったという方もおられますが、私はむしろ、最近の一つの指摘ですけれども、第四の波に入っているんじゃないかというふうに考えております。

これは話せば長くなるので、限られた時間でございますので、まず量的な面で、やはり第一の波あるいは第二の波、第三の波のピークと比べますとそれほどではないという面を持っておりますけれども、いわゆる青少年人口が減っておりますので、そういう意味では、人口比との関係でいろいろ量的な側面を見ますと、やはり上昇傾向にあるということには言わざるを得ないんじゃないか。

凶悪犯が、例えば殺人とか強盗が第一の波や第二の波に比べてそれ以上になっていることではございませんが、いわゆる量的な面で少し不気味な動きがある。特に強盗罪ですけれども、不気味な動きがあると言っているのではないのか。

それからもう一つ、質的な面ですけれども、これは、御存じのよう今回の改正にもつながったと言え面ですけれども、少年犯罪の第四の波のもので特徴というものが幾つか挙げられる。

一つは、いわゆる衝動的な、いわゆるいきなり型犯罪といえますけれども、衝動的ないきなり型犯罪の増加ということ。

それから、遊ぶ金欲しさといいますが、前は食べ物欲しさに犯罪を犯したという時代があったかと思うんですが、あるいはスリカを盗むとかトマトを盗むとか、そういう犯罪だと思ふんですけれども、今は、何か遊ぶ金の、自分のパソコンを買うとか、そういうための犯罪を犯す、そういう感じの犯罪というものが増加している。

あるいは、犯罪自体を見ますと、非常にゲーム感覚で行われるといいますが、いわゆるテレビゲームとかああいうパソコンのゲームと自分の、言ってみれば現実とそういうゲームとの混同とい

うか、そういうもとの犯罪というものが増加しているのではないかと、間々見られるのではないかといいこと。

それからもう一つは、弱者を標的にした集団犯罪というものが増加しているのではないかといいことでございます。

それからもう一つは模倣犯の増加でございます。最近でもよく報道されますけれども、これは全部報道が当たっているとは言いませんけれども、犯罪の一つの流行現象といえますか、あそこできつたので自分も何かまねしてみたい、やってみようという衝動というものの子供たちにはある。これはもちろんマスコミの影響もあるわけですから、そういう形の犯罪がふえている。この点は、第一の波あるいは第二、第三と比べまして、やはり一つの特徴的な変化といえるか変質といふものをあらわしているのではないかと。もちろん昔もあったといえども昔もあつたかもしれませんが、やはり今日の少年犯罪を見る場合に、一つの質的な変化として指摘できるのではないかと思います。

それからもう一つは、第一の波の時代というのは大人も犯罪をどんどん犯していたわけで、子供たちが余り目立たなかった面もあるかも知れません。最近では、大人たちが非常におとなしくなつてしまつて、子供が目立つという面もございまして、いわゆる子供たちの犯罪を見る場合には、相対的な比較というのは常に必要だということでは言えるのではないかといいふうに考えております。

いずれにしても、凶悪化したといふことを大々的に私は言っているのではなくて、いわゆる人口比とか大人との比較とかあるいは今日の状況の中で、子供たちの犯罪というのはやはりほっておけない時代になっているのではないかと。そういった意味で、第四の波という新しい時代の到来があるのではないかといいふうに感ぜられます。

以上が第一のポイントでありますけれども、第二のポイントは少年法改正論議の展開ということ

でございます。

これは御存じの委員の方も多いと思うんですが、七〇年代が第一期としますと、これが大論争期と言っていると思います。少年法改正論議が非常に沸騰した時期でございます。それから、八〇年代が鎮静期といいますが、ほとんど議論されなくなりました。一部にはくすぶっていたんですが、どうも、行き詰まったという説もあるんですが、どうしようもなくなくなってしまったという時期でございます。九〇年代というのは再興期といいますが、現在でございますが、再び活発化したというのが今日の第三期でございます。そういう意味で、論争期があつて、いわゆる鎮静期があつて、再興期に今至つていっているのが現在の状況でございます。

恐らく疑問を持たれたのは、では八〇年代になぜ鎮静化したのか、行き詰まったのかということですが、これは今日の少年法改正問題を考える上でも一つの参考になると思うのですが、当初の少年法改正論議というのが起こったのは、いわゆる十八歳、十九歳の年長少年というのが最大のターゲットであつた。つまり、御存じのように、学生運動というのがあつて、学園紛争があつたわけですから、あるいは、いわゆる十八歳、十九歳は大人かという議論が物すごくなされたという時期がございます。ところが、一つの社会の変化といえますか、子供たちに変化が起つて、実際の少年非行の主体というのは十四歳、十五歳に移つていつたということがございます。そういう意味で、改正のものともとのあり方と実際の現実というものの方が非常に食い違つてきたということもあつた。

それからもう一つは、少年法の幾つかの眼目というが、改正の眼目が実務的にかなり完了したという面がございます。これは、検察官関与以外ほとんど、保護処分が多様化とかいう面とかそのほかのいろいろな改革というのは、実は実務上なされてしまったという面がございます。

そうした意味で、この時期というのは、八〇年代というのは、少年法改正論議が非常に下火になつた時期であつたということでもあります。

もう一つの問題は、九〇年代になぜ再興したのかということでございます。これは、いろいろな最近の改正問題を見る上で一つの大きな視点になると思ひますけれども、契機となつたのは、やはり先ほど申しました少年非行の変質ということでもあります。

これは非常に、原因とかいろいろ、社会学者あるいは心理学者がたくさんの論文あるいは著書を出しておりますけれども、確たるものはないというのが法律家としての結論でございます。例えば大脳のせいであるとか、あるいは食べ物が、ジャンクフードといいますが、いわゆるインスタント食品を食べるからこうなつていんだとか、有害環境であるとか、親が悪いんだとか、あるいは学校が悪いんだとか、いろいろな説があります。法律家といふのはやや保守的でございますけれども、そういう意味で、いろいろな先端的な議論もたくさんあるわけですが、これは確たるものはないと言つていい。

しかし、我々として、法律家として問題なのは、事案が非常に複雑といいますが、動機が非常にわかりにくいという事案、あるいは、いわゆる犯行の方法が緻密なのか幼稚なのかかわらないという、単純に見られないという事案が非常にふえている。あるいは、集団でやつた場合に役割分担はどうなつていのかということ、そういう点で非常に複雑な事案といふのがふえているということでございます。そうした意味で、こうした事案といふものをどうつかむのかということが一つの課題になつていつた、あるいは社会的関心もそこで高まつたという時期でございます。

それから、こういう第四の波の少年非行の変質といふことが背景にあつたわけですが、もっと直接的な契機といふのが二つございまして、一つは、少年審判に対する批判、あるいは非難と言つていいと思いますが、そういうものが台

頭したということが一番目でございます。それから二番目には、被害者の権利運動の高まりということでございます。

私自身は、法制審議会の少年法部会の委員をして議論に参加したわけですが、刑事法部会の委員として被害者の保護立法に、ことの五月に成立しましたけれども、それに参加いたしました、その両面から、これは偶然といへば偶然なんですけれども、これが今日の少年法改正論議が再興した大きな契機である。つまり、もう一度言いますと、少年審判に対する批判ということと被害者の権利主張といふことが、そういうものが今日の少年法改正論議の再興を生んだんだ、再び起つた契機となつたんだといふふうに考えております。

これが最後のまとめでございますが、改正問題の視点といふことを先ほど三番目にお話すると申しましたけれども、この契機となつたことがそのまゝ視点として移しかえらるるのではない、裏表の関係にあるのではないかといふふうに私は考えております。

そういう点から、まず少年審判に対する批判といふことですが、まず少年審判に対する批判は御存じのように山形の事件、明倫中事件ですけれども、これは一九九三年、平成五年に起つた事件でございます。このときに裁判所間で、言つてみれば判断の違い、非行があるかないかすら裁判所によつて違つた結果が出てしまつた。その点について、少年審判といふのは一体どういふふうになつていのか、あるいは本当に信頼できるのかといふことが議論になつたといふことでございまして、この点は、被害者側から見ても、少年審判といふのは見えないといふことで、閉ざされていふわけでございますので、どうしてなのかといふことは非常に関心が高まつたし、もつとはつきり言へば、不信感が高まつたといふことが言えると思ひます。

それから、少年法自体は、非行事実が激しく争われる事案といふものは余り想定していなかつたんじゃないかといふふうに思つております。少年

法のできた当初、先ほど岩井先生がおつしやいましたように、国親といひまして、国が親がわりになつてみんなまとめて仲よくやつていこう、そして一種の少年の親がわりになつてやつてやろうといふ発想ですけれども、そこでは少年が非行したかどうかと激しく争うということ自体は予定してはなかつたんじゃないか。予定しては言われればそうかも知れませんが、その手続の規定がなかつたといふことは少なくとも言えるのじゃないかといふふうに思われるわけがあります。

そこで、非常に大きな批判というものが起つていつた。そこで大事なことは、少年審判の事実認定の手続をどう適正化するのかということが大きな問題になつた、それが今回の法案につながつたといふところであらうと思ひます。

それから、被害者の権利運動の高まりといふふうに二番目の視点として申しましたが、これはもう既に本委員会では御存じかと思ひますし、五月に法案ができましたので特に詳しく言う必要はありませんけれども、しかし、特に少年法との関係で強調しておきたいことは、成人に比べても被害者といふのは排除されているといふことでございまして。

それは非公開という原則、それから少年の改善更生といふことがありますが、もちろん私は、少年改善更生あるいは健全育成といふことは非常に重要な柱であるし、これは忘れてはいけません。思つておりますけれども、被害者の側から見れば非常に大きな不信感といひますか、不満があるといふふうに私は考えます。特に、意見の表明もできないし、あるいはコピーもできないし閲覧もできないという状況でございますので、そういう意味で、九〇年代になつて、幾つかのいわゆる凶悪な少年事件を通じて被害者の方々が非常に大きな声を出された、意見を表明されるに至つた。これまで被害者といふのは言つてみれば泣き寝入りしていただけてすけれども、そういう意味で九〇年代になつて声を上げて主張し出したといふことでございまして。

これについてやはり耳を傾けなければならぬのじゃないかということで、五月に成立しました被害者の保護に関連する法律というものがあつたわけですし、そこを連動してといいますか、少年法との関係で、被害者の問題をやはり配慮して十分な手当てをしなければいけないんじゃないかということが起こっていった。

その点で、今回の法案というのは、事実認定手続適正化についてもかなり踏み込んだ規定がなされておりますし、被害者についても、通知あるいは意見の聴取というのですか、僕は意見の表明がいいと思いますけれども、意見の聴取あるいは閲覧、謄写ということが規定された大きな前進であろうと思います。

ただ、被害者の側から見れば、やはりもっと踏み込んでというふうに恐らくおっしゃると思います。傍聴を認めてほしいとか、あるいは、私自身の考えでは、被害者に対する弁護士、被害者弁護士というか、そういう制度の設定というか。国選弁護というのは加害者側にはあるんですが、被害者側にはないわけですから、被害者に対する弁護士人というものを設定するという形で、さまざまな被害者に対する要望というのは今後も聞いていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。

以上、私自身が法制審議会の部会で関係した二つのポイントといいますか、事実認定の適正化ということと被害者に対する配慮ということをお話ししたわけですが、それ以外の今回の法案の規定、特に重大事件についての処分の見直し、あるいは年齢区分ですか、それから審判方式の改革ということがあるわけです。これについては、確かに今日のいろいろな事件を見ますと、こういう規定とこういう必要があるという世論の高まりというのは理解できますし、実際の現場の方々から見ればこういう規定というのは必要だし、あるいは被害者から見ればこういう規定は必要であるという認識というのは非常に理解できるところであります。それから、実際に非常に安易な気持ちで犯罪を犯

す一定の少年がいたとすれば、それに対する責任の喚起、あるいは自覚の喚起という点では非常に重要な規定であろうと思います。

ただし、私自身は、これらの事実認定の適正化、被害者以外の規定についてはもう少し議論すべきところも多いんじゃないか。特に、いわゆる矯正実務家といいますか、刑務所、特に少年刑務所の関係者あるいは少年院の関係者とか、あるいは審判の方式については家裁の裁判官とか家裁の調査官とか、現場の実務に携わっている人たちの意見というものを十分聴取した上で慎重に議論を進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。(拍手)

○長勢委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○長勢委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○後藤田委員 きょうは、三人の先生方には貴重なお話をありがとうございます。

岩井先生におかれましては、事実認定における合議制、検察官の関与、また抗告権等々についての御意見、そして千葉先生におかれましては、実体験に基づくいろいろな更生施設でのお話を賜りまして、ありがとうございます。そしてまた瀬川先生におかれましては、少年法の歴史、現状、最後に事実認定についての再興という御意見があったかと思ひます。中でも、千葉先生から、規範意識が低くなったと少年に對しての御意見がございました。これは、先生おっしゃったように、社会全体にも言えることでございまして、我々政治家、そしてまた政治の世界においても、それは反省しなければいけない点だと十分感じておる次第でございます。

最近、罰則を設けた自己否定というふうな風潮が世の中に流れつつあると思ひます。政治家に

おきまして、あつせん利得罪等々の罰則というふうな流れ、何が何でも罰則。しかしながら、私は、千葉先生おっしゃったように、全体の議論、例えばあつせん利得罪にしても、政治に金がかかるというのは何でなのか、そしてまた金がかからないためには何をやるかという全体議論を同時並行的にしないといけないと思ひます。

これと同じように、今回の少年法につきましても、教育全体の議論をしていかなければ非常にまずいと思ひます。これは、先生おっしゃったように、少年法の新しい改正案の議論というのは少年問題解決に向けての単なる第一歩にすぎないというふうな決意、御質問をさせていただきます。

まず、岩井先生と瀬川先生にお伺ひします。

岩井先生、瀬川先生は、平成十二年四月七日、当法務委員会におきましての御質問にもお答えをいただいたと思うわけでございますけれども、平成十二年四月七日の時点から約半年間たつております。いろいろな御議論、そしてまたいろいろな意見が先生方の耳元にも十分届いていると思ひますが、まず、この半年間で先生方の御意見は変わられたか、もしくは前の法制審での議論のままかどうかということ。

加えて、先生方の感想で結構でございますが、当時政府提案であつたこの法律が今回議員立法という形をとつたことにつきましての先生方の御感想。私は、今回の少年法問題は大変重要な問題だと考えております。もちろん議員立法は大変重要なことでございまして、大切なことと思ひますが、政府提案というものが議員立法にかわつたという点に對して私は少々の疑問を感じざるを得ないわけでございますが、先生方の御感想をお伺ひしたいと思ひます。きょうは政府はいらっしゃらないので、岩井先生、瀬川先生に感想をお聞かせいただきたいと思ひます。

○岩井参考人 法制審議会で少年法の改正案について、小さく生んで小さく育てるというふうな趣

旨で、最低限の審判機能の一層の充実化を図るための改正規定というふうなものを提案したわけですが、それがきちんと成立しなかつたということについては非常に残念だというふうに思っております。

それで、今回の提案におきましては、それをかなり踏まえて、ほかの方々がいろいろなところでそのときになされた御批判というふうなものをある程度考慮した形で取り入れられているところは、今回こういう形ででも議論をして、少年法の改正に一步踏み出すという意味があるのではないかとこのように考えております。

それから、年齢の部分とか、ある程度刑事処分を優先させるというふうな規定内容になっておりますが、家庭裁判所の裁量範囲というものをある程度広げたという意味で、従来の家庭裁判所の手続というものをそう変更するものではないのではないかとこのように考えておまして、本案で少年法改正の第一歩を踏み出すということに意義があるというふうに考えております。

○瀬川参考人 非常に重要な質問だと思ひますが、まず、少年審判の事実認定の適正化というポイントで申しますと、私たちがつくつた法案というものの、その後、いわゆる学界あるいは実務家のいろいろな批判があつたことは事実でございますので、その点での見直し作業がなされたということはかなり敬意を表することができるとは思ひます。

例えば観護措置期間の延長、現行は四週間、それを十二週という提案で、もう少し絞つて八週にしたというポイント。あるいは検察官関与ということとは、やはり一般にも若干違和感のある人もたくさんいますので、それについてはやや絞りをかけようとした点。そういう点では評価できるのではないかとこのように思っております。

それから被害者の点ですけれども、いわゆる政府案では被害者に対する通知ということだけではあつたわけですが、今回の場合は、私どもといひますか、手前みそですけれども、通知をやつた

きに、そのほかの被害者に対する配慮というのは重要なことを何人かの方がおっしゃったわけですが、その点も盛り込まれたという点では非常に評価できるのではないかと。

ただし、そういう点は評価できると思うのですが、他方、もう少し幅広い議論といえますか、それを必要としている部分もあるのではないかと。例えば、先ほど言いましたところに関係しますけれども、年齢区分の見直しとかあるいは審判の方式ということについては、これは法制審議会を開かなかったからよくないということではなくて、法制審議会を開いて、いろんな心理学者あるいは社会学者を含めて実務家の意見を聴取して、その中で議論してもよかったのではないかとというふうに考えております。

もちろん、議員立法というのは、緊急な課題について一々といえますか、特に法制審議会に対しては批判がありまして、長くただらやうなところとか、そういう批判があったわけでは。ただ、特に少年法に関しては、あるいは被害者に関しましては、部会長の御発想というが御意見もあって、そういう批判を受けないようにやろう、特に内容を濃くしてじっくり、またあれで非常にハードなスケジュールだったわけですが、そういう形でやられたということ、そういう法制審議会に対する批判というものをできるだけ除こうとした努力をなされたわけですから、いざいにしてしましても、いわゆる年齢区分の見直しとか審判の方式とか、幾つかの点については、やはりもう少し幅広く意見というものを聴取してよかったのではないかとというふうに私自身は考えております。

○後藤田委員 時間に限りがございますので、質問を続けます。

これは千葉先生に御質問をいたしますが、未成年、そして保護者という関係がございます。これは年齢問題、そしてまた定義、名称について、今の時代背景を含めて、もう一度見直さなくてはならないのではないかとという感想を私は持つており

ます。

例えば老壮青という言葉がございます、老年、青年、壮年と。しかしながら、今長寿社会になりまして、定年後に元気な方々がたくさんふえていく。老壮青という言葉はもう死語に近いような気が私はしているわけでございます。今の日本における未成年、そして保護者。保護者という言葉自体も、学校では父兄という言葉が使われないようになりまして、保護者という言葉になった。しかし、保護者という名前に対しては、家族という名前にしるというような御議論等々もござい

ます。これにつきましての千葉先生の御見解、今後の未成年そして保護者の定義、名称等々につきましての御意見をお伺いしたいと思います。

○千葉参考人 なかなか難しい御質問で、確かに、お年を召した方々がまだまだ若くて、仕事もまだまだ続けられる、私もそういったことは非常に強い印象を持つておりますし、壮年といってもまだまだ若いぞと。

青年はどうかのかと考えましたときには、少年院へやってくる子供たちと向き合っていますと、十八歳、十九歳、特に女の子はもう大人と見まうというふうな状況下にある。しかし、非常にアンバランスで、受けるべき教育を受けていないというところ、精神面それから考え方、生き方、そういったものが非常に安易であったり、未成熟さが非常に目立ちます。

ですから、青年というものはどういふものなのだろうかという定義のことが問題になってまいりますので、年齢だけでこの青年という枠をどういうふうにかけるかと言われまして、ちよつと言言では申し上げられないところがあります。確かに、身体面も、それから考える知恵というのでも、身体面も、そういったものは非常に発達してありますが、本来人間としての教育を受けて積むべきもの、徳といったようなものはまず見られないといったようなことを非常に感じます。

さらに、保護者、家族というふうなことも、確かにいろいろ言葉があるかと思いますが、その

あたりは私としては詳しくは考えていない段階であります。

○後藤田委員 それでは、議論の核心と申しますか、非常に興味のあるテーマでございまして、質問したいのですが、今回の少年法改正案につきましてお三方にお伺いします。

この改正案によって犯罪が減るか。もしくは、減ると思う方はその理由、減らないと思われる方はこの改正案に対してのさらなる、つけ加えるならば御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○岩井参考人 少年非行の問題といえますのはかなり社会的ないろいろな背景がありますので、そういうふうなところでの対応が一番求められるわけで、少年法をいじることによってのみで解決を図るというのは無理ではないかというふうに思っております。

ただ、より一層適切な、そして社会も納得するような形の少年法への対応のシステムというふうなものをつくられることによって、より非行少年対策というものが進むのではないかとというふうに期待しております。

○千葉参考人 法律によって少年犯罪を減らすというふうなことは余り深くとらわれたくないなと私は思っていますし、子供たちも法律ができたからやらないと簡単には言わないのではないかと

思います。

ただ、バスジャック事件のときにあの犯人の少年がメモに残していましたように、十三歳までは何をしてもいいんだよ、十八、十九は何か無期もあるぞというふうなことをきちつとメモをしていた。知っているという事実によって、今回こういうふうに変ったんだというところが多少なりともまずいことはしたくないところにつながり

はするだろうという程度には私は思っております。

○瀬川参考人 特に両先生以外の答えがあるわけではありませんが、やはり少年非行の場合に、いわゆる外国の非行理論というのを見ます

と、コントロールといいますが、最近ではコントロール理論というのが主流なんですけれども、いわゆる学校あるいは親とかいう問題、あるいは環境とかそういうコミュニケーションですね、そういう中の少年というものがあつて、それとのコントロール、単に弾圧するということ意味じゃないのです、むしろ結びつきというものが非常に強いほどいいわけでありまして、そういう点でいわれる環境整備というか、少年法を改正するだけじゃなくて、少年を取り巻く環境といえますか、そういうものをやはり全般的にしていくなきゃいけないか、それがどれだけできるかという問題だろうと思ひます。

それからもう一つ、先生の御質問の中に抑止力という問題があるのじゃないかと思うのですが、抑止力ということについて、私は一つ考えを申し上げますと、これは一面的には肯定し得るが、全面的には肯定し得ない一定の常識であると思ひます。つまり、全面的に、威嚇力とか、この法律をつくつたらこれだけ抑止力があるのだという実証は恐らくできないだろう。ただ、一面的にはできるかもしれない。先ほど一定の常識と申ししたのは、一般人は何かあると思つていてるところがある、今申しましたように、一面的には肯定し得るが、全面的には肯定し得ない一定の常識であるという程度であると考えております。

以上でございます。

○後藤田委員 ありがとうございます。皆さんの御意見は、少年法のみでは難しい、もしくは必要であるが十分ではないという御意見と受けとめます。私もそのとおりだと思つております。

今回の少年法改正案は少年問題の議論の始まりにすぎないと思つておりました、この議論に真剣に取り組まなくてはいけない時期に来たというところも十分感じております。政局で足を引っ張るようなことは断じて許せないと私は思つております。今後の幅広い、また早急なる教育全体の議論を、その必要性を改めて申し上げまして、質問

を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○長勢委員長 池坊保子君。

○池坊委員 公明党の池坊保子でございます。

本日は、三人の参考人の方から大変よいお話を伺うことができ、ありがとうございます。

私は、数年前から、少年犯罪被害当事者の会を初めとして、被害者の方々の話を聞く機会が多くなりました。先ほど瀬川先生がおっしゃいましたように、その方々のお話を聞くことにより、被害者の人権は一体どうなっているのだろうか、それからまた、山形マツト事件など、事実認定のあやふやさを含めて、少年審判はこれだけのだろうか、二十一世紀に向けて現行の少年法は変えなければいけないのではないか、それは一国民として数年前から強い強い意識を持ってまいりました。

ある日突然、理不尽に愛する子供の命を奪われ、捜査段階でも審判段階でも何も知らされず、事件当時の事実を知ることなく、子供の側に立つてかわりに弁護する機会すら与えられない。つまり、審判に参加する権利を被害者は持たないのです。

瀬川先生は、ジュリストの中で、少年審判における被害者は法によって排除された存在であると書いていらつしやいます。余りにも裁判所が被害者の痛みに耳を傾けていないのではないだろうか。現行法でも被害者は審判への立ち会いができますが、現実には裁判官がこれを許可しておりません。

私は、被害者の遺族の気持ちに配慮し、被害者の人権を加害者の人権より優先することは当然のことであると思ひますし、それは可塑性に富む少年たちの更生や健全育成をいささかも妨げるものではないと考えております。そうした意味も込めて、年度の少年法改正によつてもう一度少年刑罰のあり方を問うことは、大変に意義深いことなのではないかと思ひております。

今回、与党三党から提出されている少年法改正

案には、政府提出法案に盛り込まれていた被害者に対する通知制度に加え、先ほど先生がおっしゃいましたように、一定の場合、被害者に記録の閲覧、謄写を認め、また、被害者から意見の陳述の申し出があった場合には、原則としてこれを聴取する制度を設けております。被害者の立場を考慮したので、私は、被害者が審判の中身を知ることと許可でなく権利としたところに大変意義があるというふうに考えております。

制度については、先生は先ほど、被害者の弁護人の設定など必要ではないかというお話でございました。私も同じ思いでございますが、運用がきちんとできなければ制度をつくっても意味がないと思ひますので、制度は先ほど伺いましたから、運用上の留意点があったらちよつと伺いたいと思ひます。

○瀬川参考人 法制審の議論でよく言つたことですが、けれども、仏像をつくつて魂入れず、やや古い言葉かも知れませんが、被害者、被害者というスローガンはいいのですが、実際の現場で被害者に対してどう対応するのかというのは本当に現場の、例えば警察官あるいは家裁の調査官とか、そういうさまざまな刑事司法機関に携わる人々の意識というのは非常に重要でございます。

したがつて、通知ということと盛り込んだからといって被害者に対するケアが十分だとは言えないわけで、むしろ、被害者の側から見てこの通知制度をどうしてほしいかと、あるいはどういふことをもつと知りたいのかという制度と現実のずれがあると思ひますけれども、そういうずれというものを検討し、どういふ形でなされているのか、あるいは刑事司法機関に被害者に対する通知の場合の研修というののもつと必要じゃないのかというふうに考えております。

それからもう一つ、意見の聴取も、いわゆる加害者側の少年の心情といふ点か、そういう点を踏まえ、非常に難しい問題もあるのですけれども、しかし、一歩踏み込まれた規定であります。ただ、この規定もいろいろな運用の仕方があ

るので、例えば、これは規定に盛り込まれていて思ひますが、少年を除いて法廷外でやるのか、あるいは口頭であれば非常にストレートであるという場合は文書でやるのか、そういうさまざまな工夫が必要じゃないか。そういう点でも、家裁の裁判官あるいは調査官自体も被害者に対する認識といふ点か、そういうものをもつと深めていただきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、先ほどちよつと言ひ忘れた点もあるのですが、これも実際には法務省で検討されているようにすけれども、例えば少年院から子供が帰ってくるという場合に、これについて被害者にも何もしないでいいのか、あるいは少年刑務所から帰ってくる場合になぜ何もしないのかといふことは、私は非常に不満に思つておる点でございます。この点の改革もぜひ今後進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池坊委員 瀬川先生は雑誌の中で、被害者の法的地位は憲法上被害者の権利として明確に認められたものなのか、それとも福祉的な観点から被害者に一定程度認められたものなのか、少年審判では少年の健全育成という理念が避けては通れない壁として立ちばだかつている、この壁を壊さず乗り越えなければならぬといふ点で、少年審判における被害者の地位の問題は特殊性を有しているというふうに述べていらつしやいます。

例えば少年法六十一條では、加害者の記事などの掲載の禁止を定めた規定も、加害者の人権のみに配慮して被害者の人権には配慮いたしておりません。そのために、加害者の顔写真や実名は掲載されておられませんのに、マスコミは被害者の顔、少年の顔写真も家も追いかけて撮るということがございます。

アメリカでは八四年には犯罪被害者法、ドイツでは六八年に被害者保護法を成立させておりますけれども、被害者側の人権の拡充のために、どのようにお考えかを一言お聞かせいただきたいと思ひます。

○瀬川参考人 被害者の権利といふものが憲法上の権利なのかどうかといふことは、これは大議論でございます。決着はついておりません。実際、憲法の規定を見ましても、被害者の権利といふことはどこにも書いていない。刑事訴訟法を見ましても、いわゆる当事者ではございせん。裁判官と弁護側、検察側、これは刑事裁判ですけれども、被害者の法的な地位といふものは明確化されていなかったといふのが五月以前の状況であつたといふことです。そういう意味で、憲法上の権利なのかどうか、非常に大きな今後の議論といひます。それが必要とされるところだろうと思ひます。

それから、その関係で、報道機関との問題なんです。これは先生のおっしゃるとおりでございます。少年については特にアンバランスな面があつて、少年については報道しない。例えば、よく思い起こされると思うんですが、コンクリート詰め殺人事件といふのがあつて、女子高生がコンクリート詰めされた事件がありましたけれども、その女子高生の写真といふのは毎週週刊誌、新聞にどんどん出るといふ状況があつた。あるいはお父さんの仕事ぶりとか、何かそんなことまで報道されたといふことがあつたわけで、そういう点では、いわゆる罪のない人々がどんどんそういう報道被害に遭ひ、いわゆる加害少年の側が何もう報道されないといふのは非常にアンバランスだといふことです。

ただ、この問題を一挙に例えば刑事法的に解決できるかといふとなかなかそうはいかないので、なぜかといひますと、それはやはり憲法上の問題があつて、報道の自由あるいは表現の自由といふ問題がありますので、法律家は悪しき隣人といひますけれども、その辺が非常になかなかまどろっこしい議論をしてしまひますけれども、やはりその点は報道機関の、最近報道機関もかなり規制をするようになっておりますけれども、もつとセルフコントロールといひますか自主規制といふものにかなり大きな期待をまず向けて、その上での

法的な検討ということを始めるときだというふう
に考えております。

○池坊委員 被害者と加害者のかかわりに関しま
しては、例えばアメリカやノルウェーのように、
少年審判や裁判以外の場で被害者と加害者が直接
話し合う場を導入している、そういう制度の導入
はどうかといろいろ伺いたいことがございます
けれども、時間がございますので、ちょっと視点
を変えまして、非行を犯しました少年たちの家庭
の問題に岩井先生も千葉先生も触れていらっしや
いました。

私は、先回児童虐待防止法の制定に深くかか
わってまいりまして、虐待をする親は幼い日々
虐待を受けたという世代間連鎖犯罪が極めて大
きいことがつきました。子供の虐待が親の責任
であると同じように、少年非行の問題も全く親の
責任、家庭のあり方に問題があるのではないか
と思います。罪を犯した子供たちが少年院から出
てきても、受け取りを拒否する親もいると聞い
ております。

少年の健全な育成を図るという少年法の目的
を達成するためにも、また、少年が非行を犯して
それを再発しない環境整備の観点からも、保護
者の責任は明確化しなければならぬというふう
に考えております。

今回の改正案においては、家庭裁判所が必要
と認めるときは、保護者に対して訓戒、指導そ
の他の適正な措置をとることを明文化してあり
ますが、それについて岩井参考人はどのように
考えていますか。

○岩井参考人 少年法の精神自体が、やはり少
年というものは親とか社会というふうなもの
と監督するべきものなんだ、ですから少年自
体と全く個人的な責任といえますか、刑罰的
な非難というふうなものを完全に科すことは
できないんだ、そういう考え方で成り立ってい
るわけで、そういう意味では、家庭裁判所で
まず犯罪少年についてどう扱うか、そこ
のところが家族ぐるみの調整といえますか、
そういうものを目指したもので

であろうと思われるわけですね。

ですから、大体系裁の審判においては保護者
も呼ばれるということになっておりますし、そ
ういふところできちんとした親の責任という
ことについて訓戒が行われるということはい
いことだと思ふんです。私自身も児童虐待
の問題にかなり関心を持って調査などをや
っておりますが、やはり少年法の精神という
のは、早期発見、早期治療というのにあ
つて、まさに非行性が深化する前にとらえ
て教育的な対応をして重大な犯罪の発生
を防止するということにありまして、児童
虐待などというふうなものを、ある程度そ
れに対する保護を早期に社会の中でとって
、そして将来そういう非行化に進むとい
うふうなことを防止する対応策をまず社会
の方でとっていくべきだというふうに考
えております。

○池坊委員 千葉参考人にちょっと伺いたい
のですけれども、子供たちと接することが喜
びであるというふうなことを何かで私拝見
いたしました。私も子供が大好きでござい
まして、八歳の子供には、人生において取
り返しのつかないことは一つを除いては決
してないのよ、一つの例外は何かといつた
ら、自分の意思で自分の命を奪うことと並
びに他人の命を奪うことなのよというふう
にいつも言い聞かせておりますけれども、
非行化した少年たちも、本当に凶悪な心
を持った子もいれば、何でもかんでもし
ちゃったのと抱き締めてあげたいような
子供たちもいると思ふ。

私は、外国でも行っております社会奉仕
活動、例えば地域の草むしりをするとか、
あるいは老人の看護をする、目に見え
る形で、何かに人々に喜ばれているんだ、
人が自分を必要としてくれるんだ、そ
ういう体験をいたしますことが自分への
自信とか誇りになって社会に出ていくと
きに大きな役割を果たす、外国ではそ
ういうふうなことを、例えばそうい
うなことはできないのか、どのように考
えかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○千葉参考人 今、外国ではという話を
いたしましたが、実は日本でも、少年院で、
院外学習というところで少年院から外へ
出まして、これはもう仮退院間近の人
たちが中心でありますけれども、老人
ホームなどを訪ねまして一日お手伝
いをさせていただくという、老人ホ
ームの御協力を得てやっております。

そんなときに、男の子も女の子も
ですが、それまで、自分なんかどうせ大
した人間じゃない、だからからも好
かれないような、人から愛されないよ
うな人間なんだ、だめな人間だと思
つて非常に自尊心を失っている子供
たちがあつて、お母さんや少年院に
来ているわけですが、その人たちが
施設へ行きまして、なかなか重要な
ことはやらせていただけない実情が
ありますけれども、それでも、例
えばあるとき食事の介助をした。車
いすのおばあちゃんに一口一口や
わらかい御飯を口に運んで、それを
食べてくれた。それで、最後には、
そのおばあちゃんが、ありがとね、
ありがとねと何度も言ってくれた。
こういったことを経験しましたと
きに、こんな自分にもありがとと
言ってくれた人があるんだという、
これは非常に胸の中に素直にし
み込んでいく様子があつて、こう
いう喜びを作文につけております。
そしてさらには、介護の仕事につ
きたいと希望を持って出陣して
いく女の子も最近多く見えてい
るという状況でございます。

施設の外へ出て、協力事業主とい
ったようなところへ一週間とか二週
間の短い時間で、そういったこと
を行って仕事をさせていたかどうか、
そういったこと、自分の責任、一人
で院の門から出ていくのです。だ
れもつかまさんで、その信頼にこ
たえないんだ、そういったところ
の少年たちが見えてきます。で
すから、非常によくなっている子
供たちがほとんどであるというこ
とだけをつけ加えさせていただきます
でございます。

○池坊委員 最後に、少年法改正に
私も多少携わってまいりました
けれども、これは単に子供たちに
刑罰を与えるのではなくて、二十
一世紀の日

本を支えていく宝である子供たちが、
被害者の遺族も含め、また、罪を犯
した子供たちもこれから更生し、
そして日本の、あるいは社会に役
立って、みんなが手をとり合つて
生きていくその礎になつてほしい、
その願いを込めておりますこと
を私は一人でも多くの方に理解
していただきたいと願ひつ、質
問を終わらせていただきます。

○長勢委員長 上川陽子君。

○上川委員 21世紀クラブの上川
でございます。

今、お三人の方のお話を伺いま
して、本当にこの問題を通して私
たち大人の社会の一番のひずみ
というところについて深く考え
させられました。そういう中で少
年法の改正というところを
させていただきますので、その
点で思いを深く質問をさせて
いただきます。

まず、岩井先生と瀬川先生にお
伺いしたいのですけれども、今、
観護措置期間ということでは、
これまでの少年法では四週間とい
うことでございました。それに対
して、さきの法制審で出された
府案というのによりまして、十
二週間に延長するということ
でございまして、お諮りがあつ
たと思うのですけれども、それ
が今回の法律では八週間とい
うことで、四週間の削減とい
うことになるわけでございます。

四週間というのは、相当大きな
期間の違いがあるというふう
に理解するわけでございます。
先ほど瀬川先生の方は、削減
して非常に限定されたものであ
つたというふうな前向きな評価
であつたと思ひますが、その点
につきまして、お二人の先生
方、どんなふうな評価なさつ
ていますでしょうか。

○岩井参考人 法制審議会の審
議におきまして十二週間とい
うふうな限界を定めましては、
ある程度ぎりぎり証人調べる
期間とかというふうなものを
計算して算出したもので、限
度です。それ以上経過すると
在宅にせざるを得ないとい
うふうな状況になりますと、
また今と同じような問題
が出てくるんじゃないかとい
うふうな感じしてお

りまして、できれば十二週間の方がよかつたかなというふうに考えております。

○瀬川参考人 先ほど申した趣旨は、十二週がよくなかつたという意味ではなくて、十二週というのがなぜ出てきたかという点、やはり証拠調べの複雑さということがあって、いわゆる非行事実が非常に争われている事案の場合には本当に難しい事案が多くて、現場の声とかいろいろ聞いてみると、長ければいいというか、十二週ぐらいが適当だという意見だったかと思うのです。それに我々が従ったという面もあったかと思うのです。

ただ、その後のいろいろな論文等を見ても幾つかの批判があつたわけで、その点を考慮したということは、私は立法的には、立法はやはり妥協でございますから、そういう点では、今回のように、四週が十二週の提案になり、批判を受けて八週にするというの、一つの調整機能を果たしたという点では評価できるんじゃないかというふうに思っております。

○上川委員 さきの法律案と今回の違いということのもう一つとして、十六歳の原則逆送を追加したという点でございますけれども、今、少年法の逆送の比率というのは極めて低いということでありまして、法制審議会で御検討された手続規定の変更ということによって家庭裁判所の裁判の裁量の範囲が広がるということになるのかどうか。

それからもう一つは、原則逆送を加えたわけでありまして、それによって家庭裁判所の裁定の手続を広げたものとして評価なさっていらっしゃるというコメントがあつたと思ひますけれども、その点につきまして、岩井先生お願いいたします。

○岩井参考人 少年審判における非行事実の認定の司法機能といえますか、そういうものを一層適正化するというための手続を新たに導入するという提案は、やはり家庭裁判所の審判においてそういう難しい事件も扱うんだというために行っているわけで、そういう意味では、検察官送致をた

くさんふやした方がいいんだという提案は、審判手続自体を厳格化するというふうなものと少しずれるところがあるのではないかとこのように思います。

ですから、十四、五歳という少年が重大事件を起こした場合にも、家庭裁判所の審判機能というものがきちんと手続的な保護が図られるならば、家庭裁判所でも審理し得るものになっているのではないかと。その意味で、そう検察官送致の数をふやさなければいけないという要請は出てこないんじゃないかという感じがします。

ただ、やはり一般予防効果といえますか、少年の意識というものに、刑事処分にも付され得るんだという、そして、その少年の中には本人の規範意識のゆがみによってそういう重大犯罪をやるというふうな子供もなきにしもあらずということ、そういうものには検察官送致も行い得るんだ、そういう家裁の裁量の幅というふうなものを広げる、そういう意味合いで、ある程度少年非行の低年齢化というふうなものに対応し得るものになっているのではないかとこのように評価しております。

○上川委員 私は、この間の質問のときに、今度は原則逆送の対象となる犯罪ということで、死に至らしめるという部分の規定が、死に匹敵する、例えば植物人間になるとか、本当に身体が不自由になってほとんど一人では生活できないというふうな、そういう部分につきましてはどういう扱いをという御質問をさせていただいたのですけれども、対象となる犯罪の部分で、死に匹敵するような犯罪の場合には同じように適用するという点について明示するという点につきましてはどうなふうにお考えでしょうか。岩井先生、お願いいたします。

○岩井参考人 死に匹敵するような重大な傷害の場合ですね。重大な傷害を負わせるような犯罪というふうなものは、やはり致死事件というふうなもの等に匹敵する重大なものだというふうに思ひます。

しかし、私自身は、そういう行為を行う少年でも、いろいろな病理性というものを保持していて、単に規範意識のゆがみのためにそういうものを行うのではなくて、非常な未熟性というふうなもので犯罪がなされる場合、そして特に、医療少年院での精神的な治療というふうなものが必要とされる少年もかなりいるのではないかと考えておりまして、それは事件の大きさというよりも、家庭裁判所の判断によりまして、その事件の背景というもの調査した上で判断がなされるべきものだというふうに考えております。

ただ、余りに重大な事件のために本人に責任を自覚させる必要があるというふうな場合には、やはりそんなに検察官送致が控え目になされてはならないといえますか、刑事処分相当という判断がなされてもいいのではないかとこのように考えるのですけれども、それは非行事実の重さだけではなくて、本人の持っている問題性といえますか、それをやはり家庭裁判所が判断するべきものだというふうに考えております。

○上川委員 今回の法律の中では、さきの法案と違ひまして、保護者の責任の明確化ということを示しております。子供を育ててきた長い過程という十数年の過程の中で、親子の関係が非常に大事な点をうまく成長のところに乗せられなかったということについては、保護者の役割というのは物すごい大きなものがあるというふうに理解しております。そういう意味では、明文の規定を設けるというのは大切なことだと思っております。

それで、今ちょっと千葉先生のお話の中で、虐待を受けての犯罪もかなりふえているというふうなお話をお伺いしますと、加害者なのですけれども親子関係ではむしろ被害者、そういう理解もせざるを得ない部分があるのではないかなというふうな思っております。その面、保護者も子供とともに、罪を同じように自覚して更生していく、矯正教育を受けていきながら社会にまた復帰していくということがとても大事になると思う

のです。そうした場合に、「訓戒、指導その他の適当な措置」というような文言になっているのですが、ちよつと私も、具体的な中で親子関係がその文言とどう対応になるのかなというのが、推測がなかなか難しいのですが、千葉先生、現場の感覚の中でどんなふうな具体的な措置というか方法がいいんじゃないか、あるいは、今やっつけいらつしやいます少年院の部分で足りないところとかございましたら、その点につきまして御意見をお願いいたします。

○千葉参考人 今お話にございました家族関係ですけれども、確かに、少年非行の大半は、加害者でありながらも被害者であるということが本場に事実としてあるということは言えるわけです。

それで、実際にこういうふうな文言が今回盛り込まれましたけれども、本当のところは警察でも、最近警察はちよつと忙しいので、どれだけフォローできているかわかりませんが、親御さんと話をします。それから、審判でも調査官と親御さんの話し合いが持たれます。少年院でも鑑別所でも親御さんとの話し合いが持たれます。月に一回程度は親御さんどちらか、もしくは両親そろって、家族も妹や兄弟も含めまして面会に来るといふようなことがありましたときには、施設内で親御さんと施設側との話し合いが持たれて、こんなときは何子ちゃんはこのなふうに変えてみるようですか、言い方をこんなふうに変えてみたらどうでしょうかというふうな、非常に懇切丁寧な話し合いが行われ、親が初めて自分を振り返り、ああ、自分のこういうところがいけなかつたのか、今度はこうしようかというふうなことも思い至っていくという姿がございます。

ある意味では機能しているところがあるのですが、もちろん、それも通じない親も当然いるわけで、おまえなんか迎えに行かないぞといって最後まで父親が迎えに来なかつた。母親一人で、やはりお父さんには許されないんだ、お父さんに嫌われつ放しなんだと、自分自身の自尊の気持ち

を大きく傷つけたまま帰ってしまうこともあるわけですが、大半は、それなりに親御さんが自分を变え、子どもを受け入れて変わっていくとしてい姿があります。

それをこうやって文章に明確化するということは、一つに、そういった作業をやりやすくしていくことにつながっていくと思いますので、これは非常に有効な一文ではないかと思っております。

○上川委員 今、千葉先生のお話の中で、少年院の中でのかわりということで大変御苦労しながらも、大変いいお仕事をしてくださっていることを伺いました。

少年院の場合には再犯率というのも日本の場合には非常に低いというふうに向っているのですけれども、再犯率が低い少年院と、それからこの刑訴の部分でシステムが動き出しますと、そちらの方に向かう少年の数もふえるわけでありまして、少年刑務所というところと二つ、更生あるいは矯正の教育機関というのがあるわけがあります。少年院と比べて刑務所の方は処分的な部分が非常に強いということで、教育的な部分については、むしろ少年院の方のプログラムをもっと導入したらいのじゃないかというふうに思っているわけでありです。

先ほどのお話の中で、年齢によってとか、刑の種類によってプログラムが少しずつ違っているような、厳しくなっていくというお話がございましたけれども、その辺の違いと、それから、少年刑務所の方にぜひとも考えていただきたいというようになことがございましたら、その点についての御意見をいただきたいと思っております。

○千葉参考人 今現実に、少年刑務所はたしか七カ所です、収容されている十代の少年は二十人です。ですから、少ないと言えらると思えます。それが全国に散らばっているわけですから、一つの施設にはかなり少ない人数しか入っていないということなんです。

これからの、十六歳以上全部刑事裁判ということ

とになりますと多少ふえる可能性はありますが、刑事裁判を受けても保護処分ということが起こり得るわけで、少年刑務所にすべて送るというわけではございませんので、この辺のところはこれから少年刑務所側で、どうしたら十代の少年たちの可塑性を考えた教育とか、少年刑務所はやはり懲役の場ですから、作業をさせ、そして刑罰として収容することになりますので、なかなか十代の少年をどう扱うかというところは苦しいところかと思いますが、そのために、これから十代の教育面においての少年刑務所の処遇というものに研究され、実施されていくものと期待をしております。

そのためにはまたちょっと必要なものが、人員であつたり、教育制度の充実であつたりということが施設として必要になってきますので、国として考えていただかなければならないところも生まれてくるかと思えます。

そして少年院に送られてきましても、教育制度というものは今そういう意味では充実しておりますが、ちよつと問題の難しい人たちが入ってくる、そういう中で、やはり職員の方々の苦労というものがこれから重なってくると思えますので、その面でも、設備、指導、いろいろな研究が深まっていかなければならないと、このあたりは課題として私も感じざるを得ないという状況にあります。

○上川委員 時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○長勢委員長 土屋品子君。

○土屋委員 無所属の土屋品子でございます。

このたびは、少年法の参考人質疑の場で質問の機会をいただきました、本当にありがとうございます。また、参考人の皆様には貴重なお話を聞かせいただきました。本当にありがとうございます。

私は、今回の選挙の中で、公約の中で少年法の改正を大きな柱として地元で訴えてまいりました。その反響は大変なものでございまして、特に

女性の方、子育てをしていらっしゃるお母さん方が、私の演説が終わると下へおりてきて、少年法頑張ってほしい、少年法頑張ってほしいと、本当に少年法という言葉をはにかいてきたような状態でございます。私としては、今回、この国会でこのように早い時期に審議がスタートしたということは大変うれしく思っております。そういう意味で、今回このように質問の場を与えていただいたことにも感謝を申し上げます。

ただ残念なのは、この少年法、やはりいろいろな考え方があると思えます。その中で、野党の欠席の中で、賛成の意見と反対の意見というの闘わされて改正案がで上がるのがやはり本来の姿だと思えますので、その点においては本場に残念に思うところでございます。野党はいらっしゃらないわけですが、私は無所属という立場です。非常に中間的な立場で意見を述べさせていただきます。ただ、一日も早い野党の参加を願っています。参考人の皆様の御意見をお聞かせ願いたいと思えます。

公約で少年法の見直しを訴えたわけで、当選直後に、私は地元で自分なりのアンケートをつくりまして、千四百通配布をいたしました。それは私の後援会以外にも、地元の各戸に投げ込みをいたしました。投げ込みをした分に関してはなかなか回収は難しいわけでございますけれども、多少の意識改革にはなつたかと思っております。

二十代から七十代の幅広い層から回収をさせていただいて、千四百通のアンケートの中で四百通の回収をさせていただきました。今それをまとめるところなんです。細かい話はきょうここではなかなかできないわけですが、普通のアンケートだと、マル・バツ式で、マル・バツだけ意見というのとは違って、マル・バツだけでなく、意見というのとは違って、非常に細かく今回の少年法についての思うところを書いていただいたのがこのアンケートの特徴でございます。その中で、やはり少年犯罪に対するすごい不安

というのを皆様強く訴えておられましたし、今回の年齢引き下げに関しては、八割の人が賛成であるという状況でございました。これは、私は埼玉県です。埼玉県は、埼玉県の一部の、私の選挙区だけの話でございますから、ほかの地域でアンケートをとりますと多少違ってくるかと思いますが、かなり国民の皆様が望んでいることだということをお伝えしたいと思います。

それから、この少年法の議論が一般的に沸騰してきたのは、やはりマスコミの影響も大きいかなと思います。凶悪犯罪がふえていること、それとやはりマスコミがかなりいろいろな形で報道したことによって恐怖感を強くしているという事実もあるかと思えます。私自身が日本の少年犯罪についてのデータを見てみますと、世界と比べて大変低い。ただ、世界と比べて低いからそれでいいという問題ではないかと思えますが、そういう点において、今回の改正に対するこの物すごい大きなうねりというのは、凶悪犯罪がちょっと続いたということとマスコミ報道が大きい。その割には現場の人たちは、改正の必要がないという声もかなりあるようでございますので、それはかなりギャップがあるのではと私は理解をしているのです。

その点について、現場と今の大きな動きのギャップというのについて、先生たちのお答え願える部分で結構でございますので、多少御意見をお伺いしたいと思います。岩井参考人、よろしくお願いたします。

○岩井参考人 先ほど現行少年法の精神についてお話ししたのですけれども、まさに早期発見、早期治療というのが少年法の精神で、その精神からいけば、運用によってかなりの少年非行への対応というのができるのではないかと、そういうふうに私は一度書いたことがあるわけなんです。ですから、できるだけ非行の芽を早期に摘み取って、家庭ではもう監督できないような子供などに対しては早期に収容措置をとるというふうな、そういう厳しい対応もした方がいいのではないかと、それが後の重大犯罪を防ぐことになるんだということを論じ

たことがあるのですが、家庭裁判所の運用自体、少し控え目な部分といえますが、そういうものがあつたかというふうに思います。

ただ、成長期にある少年の可塑性というものの期待して、ケースワーク機能を發揮して親子間の調整を図る、そういう温かい対応が家裁でなされていて、それが実績を上げていっているんだ、少年の立ち直りに非常に効果を上げていっているんだ、そういう自信は非常に現場の方は皆持たれているのではないかとこのように思います。

ただ、アメリカなどではゴルト事件などのように、かなり非形式的な手続の乱用の部分、少年の人権に抵触するような部分が問題になって、だんだんと適正手続化というものが図られていったわけですが、日本では余りそういう乱用の部分というふうなものが議論されない。それは、家裁の判断というものがかなり控え目になされているというこの証拠かなと考えております。

ですから、今の少年法でも、運用次第によりましてはかなり厳しい対応もとりますし、それから保護処分をもっと多様化するといえますか、ある程度実質的な長期の収容というものを認めることによって、問題性のある子供に対する対応というふうなものをとれるのではないかと考えています。ただ、非常に規範意識の部分に問題のある子が出てきますので、そういう者については責任の重大性を知らしめるというふうな厳しい対応はやはりとられるべきではないか。そういう意味では、今回の改正案では家裁の裁量の幅をかなり広げたという意味で評価し得るのではないかとこのように考えております。

○土屋委員 同じ質問で、瀬川参考人、よろしくお願ひいたします。

○瀬川参考人 私は、少年法の健全育成という理念は堅持すべきである、今後も、恐らくこの改革がなされても、少年に対する健全育成という理念は堅持されるべきだというふうに考えております。これは多くの人々の一致した意見だろう。少年法の改正に賛成する方も恐らく、健全育成をや

めるべきだ、少年に対しては懲罰だと言っているわけではなくて、少年に対して、現実起こっている一部の事件とか、そういう事件についての適切な対応をすべきだという趣旨だと私は思うのです。そういう点で私は、健全育成の理念というのは堅持されるべきである。

それからもう一つは、実務家とかという話も含めてみますと、少年法の運用自体は一〇〇%というわけではなくて九十数%はうまくいっているというのが一般の理解ではないかと思ひます。少年法は、いわゆる国際的な観点から見ても比較的うまくいっているのではないかと。ただし、九〇年代に入つて、幾つかの事件で我が国の少年法が、少年審判のあり方では対応できない場面が出てきた。今回、そういうひずみというものを是正しよう。したがって、言つてみれば基盤というものは健全育成という基盤なんだけれども、そこから出てきたのがみというか、そういうものも今回の改正で是正しようとする点で評価できるのではないかとこのように私は思ひます。

先ほどおっしゃったことに少し関連して言いますと、確かに少年法改正というのは少年非行の現実と非常に対応していますので、常に流動的なんです。先ほど少し歴史を振り返つたのはそういう意味があつた。つまり、かつては十八歳、十九歳が問題であつて、今は十四歳、十五歳がなぜこんなに危険なのか、怖いのかということになつて、最近では十七歳が事件を起こすとなぜ十七歳なのかという議論になるといふことですね。したがって、そういう意味では年齢の区分というのは非常に難しいところがあるし、少年法の改正というか、少年非行の現実が流動的であるということ踏まえる必要がある。

それからもう一つは、犯罪学の言葉でモラルパニックという言葉があつて、つまり、少年の非行は特にモラルパニックに陥りやすい。何か現象があるとそれに非常に即応しなければならぬような、そして余計相乗効果が出てくる。例えば、かつては校内暴力があると、何か学校

で女子学生が髪の毛を引っ張り合うと校内暴力だという形で報道されたり、通り魔という事件がありましたけれども、通り魔が報道されると、近所でだれか見知らぬおじさんが出てくると、あれは通り魔じゃないかという形で報道されてしまつたり、何かそういう意味で非常にパニックを起こしやすいのが現実でございます。そういう意味で、冷静な議論というか、そういうものは少年非行の議論あるいは少年法改正にとっては必要であるというふうに思ひます。

それからもう一つは、やはり今回の改正で大事なことは、先生がおっしゃるように、現場というもの意見をもっと聞くべきで、先ほど言ひましたいわゆる矯正実務家の意見というのは聞くべきであると思ひますし、あるいは検察官関与ということを考えますと、恐らく、検察官のあり方というか行動姿勢というか、従来の成人に対するものと全然違つた、全然とは言ひませんが、やはりかなり違つた形で少年に対応しなきゃいけないんじゃないか。そういう点で、実務家の意見というのはもっと聞くべきだということに思ひます。

○土屋委員 今回のアンケートで、大学生からも六十通のアンケートをもらひました。その中で、大人のアンケートと比較してみた場合に、むしろ若い人の方がこの改正については賛成であり、非常に厳しい答えをいただきました。

その点については、実際に大学で学生と触れ合つていらつしやいます先生にも一度御意見を伺ひたいんですけれども、岩井参考人、よろしくお願ひいたします。

○岩井参考人 ある程度、若い人たちがかなり厳しい意見を持っているというふうなことは理解できます。

ただ、今私のゼミでも少年法の問題を扱っているんですけども、重大犯罪に対してはもう少し厳しく対応しなければいけないということは申しますけれども、もうちょっと一生懸命勉強して、少年非行といふますか、そういうものに対処をす

るといふますか、治療、教育に当たる、そういう仕事をしたいというふうな気持ちを持つる学生たちもかなりおりました。特に強硬姿勢が多いということは言えないんじゃないかというふうに思ひます。

○土屋委員 時間がなくなりましたので、瀬川参考人からも聞きたいんですけれども割愛させていただきます。千葉参考人にちよつとお伺ひしたいんです。

現場の声ということで、先ほど質問の中にもたくさん出てきた話なんです、親への指導を明文化したということで、今回非常に意義があるというお答えをされていたと思うんです。私自身、いろいろ調べていく中で、日本の少年院または少年刑務所等での少年の社会復帰へのプログラムは大変よく機能していると理解しているわけなんですけれども、そういう中で、本当に、社会へ出てきた一からやり直そうという気持ちになつて出てきた少年が戻る家庭、要するに、またもとこの家に帰つたときにいろいろ問題が多いということを知っているわけなんです。そこから迎までもちろんケアをしていると思ひますけれども、そういう点において、さらにどういふものが必要であるかということの御意見があれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○千葉参考人 施設を出て社会に帰ると、やはり自分では立ち直つていくんだと、例えば暴力団が何か電話をかけてきても絶対電話には出ないんだ、親にいないと言つてももうなんだと。でも、町の中で、会つたところ場所にはまず行かないけれども、会つたらどうしようかと、これは暴力団に限らず、つき合つていった友達、彼氏、いろいろあります。非行仲間といったような人たちがこのかたを、机上ではしっかりと自分と決心をして、決意を持って出陣していく人がほとんどと言ひたいと思ひます。ただ、荒波をかぶつたとき、それがどれだけ実行できるかは、本当にどれだけ基礎練習を積んでいるかというふうなもので、自分自

身に課していること次第ですね。どれだけ自分に勝てるか。少年たちの中には、勝つ、力を持つということは、人に対してじゃなくて自分自身に負けないことなんだねなんて言いながら帰っていく人たちがいるくらいです。しかし、そこまでは少年院が面倒を見るわけにもいかず、だれか一緒についていって、こうしなさい、あしなさいと言えるわけではありません。本人次第ということになります。

そこで助けになるのは、やはりまず家族。それからもう一つは、保護司。保護司は、その地域に根づいて活動していらつしやいます。しかも、十代でありましたら、十八歳ぐらいで出てまいりましたら二年間、二十までは、成人までは保護観察がつくということになりました。保護観察期間の間は定期的に、月に一回なり二回なり行つて、今どんな生活をしている、どこに勤めている、保護司もお宅へ訪ねたり仕事を訪ねたりということ、まあ仕事場までは人によつてだろうと思いますが、少年の様子を確認しながら、間違わないようにというサジェストは常に重ねているわけです。

しかし、それでも少年がそこから切れてしまったときは、これはもうだれが何をするという状況にはなくなつてしまいます。その少年が再び非行を犯すということも可能性としてはゼロではないし、実際のところ、ドイツなどでは七、八割ぐらいが少年院へ戻つてくるということを話しております。日本では、再犯率がことしの一番新しい資料で二四・数%ですから、非常に少ないわけで、少年院へ戻るとなるとさらに少ないわけで、おおむね少年たちは立ち直つていふと考へていいと思うわけです。

しかし、わずかながら再非行する子もいる。これは、本人がどれだけ立ち直る力を持っていたかどうかというところ、それから環境がどれだけ受け入れたかというところに頼るしかないというところが実情だと思います。

○土屋委員 時間になりましたが、今のお話を

伺つて、地域社会の教育力というのをもつと高めなければいけないのかなということを強く感じました。

それと、もう一言最後に、けさのニュースで、民主党の方で民法での成人年齢を十八歳とするというふうな意見が出てまいりました。そうなりますと、少年法の二十歳も十八歳という話もまた出てくる可能性も出てまいります。ぜひ民主党の皆様も、この委員会の席でいろいろ意見を述べていただければありがたいなということを私の意見として述べさせていただきます、終わりにさせていただきます。

きょうはどうもありがとうございました。

○長勢委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきました。まして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

平成十二年十月十九日印刷

平成十二年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局